八王子市生活支援体制整備事業実施要綱

平成28年4月1日施行令和2年4月1日改定令和3年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業(以下「生活支援事業」という。)の実施に関し、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 本要綱における用語の意義は、以下に定めるもののほか、法、介護保険法施行規則(平成 11 年 厚生省令第36号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労 働省通知)の例による。
- 1 「生活支援」とは、高齢者の自立した在宅生活の維持を目的に、地域の多様な主体によって提供される、家事支援や見守り等の軽度な生活援助をいう。
- 2 「地域課題」とは、高齢者の自立した日常生活を妨げる個別の生活課題又は要因の集積により把握 される、共通した生活環境の課題又は要因をいう。
- 3 「地域資源」とは、住民自主による多様な地域活動や医療・介護の専門機関、民間企業等、高齢者の 日常生活における様々な生活課題を支援することができる多様な主体をいう。

(事業内容)

- 第3条 市は、生活支援事業の実施に際し、地域における高齢者の介護予防・生活支援サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の提供体制の構築及び関係団体間の連携強化を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 生活支援コーディネーターの配置
 - (2) 生活支援協議体の運営
 - (3) 生活支援事業にかかる普及啓発及び人材育成
 - (4) その他、生活支援事業の実施において必要なこと

(生活支援コーディネーター)

- 第4条 市は、市全域を活動範囲とする生活支援コーディネーター(第一層)及び日常生活圏域を担当する生活支援コーディネーター(第二層)をそれぞれ配置する。
- 2 八王子市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第 18 条に定める「助け合いコーディネーター」 を身近な生活圏を活動範囲とする生活支援コーディネーター(第三層)と位置づけ、第一層及び第二

層生活支援コーディネーターと連携しながら地域課題に取り組むものとする。

(生活支援コーディネーターの役割)

- 第5条 生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターや関係団体等と連携し、次の各号に掲げる取り組みを総合的に推進するものとする。
 - (1) 高齢者の日常生活における地域課題及びニーズ並びに地域資源の把握
 - (2) NPOや住民組織、民間企業等(以下「多様な主体」という。)への生活支援等サービス等の提供にかかる協力依頼
 - (3) 生活支援にかかる普及啓発及び関係者間の連携強化(ネットワークの構築)
 - (4) 必要な生活支援等サービスの担い手育成及び新たな生活支援サービスの開発
 - (5) 高齢者の社会参加を促進する「場」の創出
 - (6) 多様な主体の意識向上や交流を目的とした講座等の開催
 - (7) その他、多様な主体による生活支援サービス等の活動支援
- 2 生活支援コーディネーターの具体的な活動については、市が別に定める。

(生活支援協議体)

- 第6条 市及び生活支援コーディネーターは、地域主体による生活支援事業の推進について協議する場として、八王子市生活支援協議体(以下「協議体」という。)を設置、開催することができる。
- 2 協議体は、全市域を所掌範囲とする第一層協議体と、日常生活圏域を所掌範囲とする第二層協議体で構成する。
 - (1) 第一層協議体は、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に位置づけ、年1回以上開催するものとする。
 - (2) 第二層協議体は、地域の現状やニーズにあわせ、第二層生活支援コーディネーターの判断により、随時開催できるものとする。

(協議体の所掌事項)

- 第7条 協議体の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 生活支援コーディネーターの活動に関すること。
 - (2) 生活支援にかかる地域課題やニーズの把握、多様な主体による生活支援等サービスの情報共有に関すること。
 - (3) 生活支援事業にかかる企画や方針に関すること。
 - (4) 生活支援等サービスの資源開発(発掘・育成)に関すること。
 - (5) その他生活支援事業に関して必要な事項。

(協議体の構成員)

- 第8条 協議体の構成員は、協議する目的や内容にあわせ、市及び生活支援コーディネーターが、その 開催ごと、多様な主体の中から柔軟に決定することができる。
- 2 協議体の設置について、市が第7条に定める所掌事項の内容を適切に協議できると認める場合は、他の類似する会議等と兼ねることができる。

(秘密の保持)

第9条 生活支援コーディネーター及び協議体の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、漏ら してはならない。また、生活支援コーディネーター及び協議体の構成員でなくなった後も同様とする。

(事業委託)

第10条 市は、本事業の全部又は一部について、適切に実施することができると認められる者に委託することができる。

(庶務)

- 第11条 生活支援事業の庶務は、福祉部高齢者いきいき課において行う。
- 2 前条の規定により生活支援事業の全部又は一部を委託する場合は、当該委託を受けた者において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。